

株式会社住宅あんしん保証

【あんしん住宅瑕疵保険 事業者届出規程】

第1条（目的）

このあんしん住宅瑕疵保険事業者届出規程（以下「本規程」といいます。）は、株式会社住宅あんしん保証（以下「住宅あんしん保証」といいます。）のあんしん住宅瑕疵保険の引受に際し事前に必要な事項を定め、あんしん住宅瑕疵保険の公正かつ的確な引受の実施を確保することを目的とします。

第2条（事業者届出申込）

- 1 あんしん住宅瑕疵保険の申込をしようとする住宅等を建設し、又は販売する事業者は、遵守事項の確認及び保険料支払方法等の取決めのため、事前に住宅あんしん保証に対して、届出の申込（以下「事業者届出申請」といいます。）を行うものとします。
- 2 事業者届出申請を行おうとする者は、次の書類を住宅あんしん保証に提出しなければなりません。
 - （1）事業者届出申請書
 - （2）預金口座振替依頼書
 - （3）その他、住宅あんしん保証が必要と認めたもの

第3条（事業者届出申請資格）

事業者届出申請を行おうとする者は、次のいずれかに該当しなければなりません。

- （1）建設業法による建設業の許可を受けていること。
但し、建設業法第3条に規定する建設業法施行令第1条の2に該当する住宅のみを営業または建設する場合はこの限りではありません。

- （2）住宅の販売を行う者は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第2条第3項に規定する宅地建物取引業者であること。

第4条（欠格事由）

事業者届出申請を行おうとする者が次のいずれかに該当する場合は、事業者届出申請を行うことができません。

- （1）第9条第1項の規定により届出を取り消された者（当該取消日の前1年以内に当該法人の代表者であった者が代表者となる法人を含みます。）
- （2）暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力

第5条（事業者証の交付及び事業者届出料）

- 1 住宅あんしん保証は、事業者届出が完了した者（以下「届出事業者」といいます。）に対して速やかに事業者証を発行、交付するものとします。
- 2 届出事業者は、別に定める事業者届出料を住宅あんしん保証に支払わなければなりません。
- 3 住宅あんしん保証は、届出事業者が、前項の事業者届出料の支払を行わない場合には、届出完了日に遡って届出を解除することができるものとします。

第6条（事業者届出の有効期間）

届出の有効期間は無期限とします。但し、第9条第1項の規定により届出を取り消されたとき、又は第9条第2項の規定により届出を抹消されたときはこの限りではありません。

第7条（届出事項の変更）

届出事業者は、次の各号の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく届出をしなければなりません。

- （1）商号、名称、もしくは氏名
- （2）住所、電話番号
- （3）代表者の氏名又は役職名
- （4）中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者（資本金3億円以下又は常時使用する従業員300人以下の企業）として届出していた事業者が、中小企業者の要件に該当しなくなった旨、又は新たに中小企業者に該当することとなった旨

第8条（事業者届出の解除）

届出事業者は、届出を解除しようとするときは、住宅あんしん保証に対し、届出解除の申請を行わなければなりません。但し、この場合において、住宅あんしん保証は、第5条第2項に規定する事業者届出料を返還しません。

第9条（事業者届出の取消及び抹消）

- 1 住宅あんしん保証は、届出事業者が虚偽の届出等の不正な手段により事業者届出を受けたことを知った場合、又は第4条第2号に規定する欠格事由に該当することを知った場合は、事業者届出を取り消すことができるものとします。
- 2 住宅あんしん保証は、届出事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、事業者届出を抹消することができるものとします。なお、抹消後に新たにあんしん住宅瑕疵保険の申込をする場合は、再度事業者届出をしなければなりません。

(1) 住宅あんしん保証にあんしん住宅瑕疵保険を最後に申し込んだ日(あんしん住宅瑕疵保険の申込がない場合にあつては届出完了日)から起算して10年間継続して新たなあんしん住宅瑕疵保険の申込がない場合

(2) 建設業法の規定により建設業の許可を取り消された場合

(3) 宅地建物取引業法の規定により宅地建物取引業者の免許を取り消された場合

3 住宅あんしん保証は、届出事業者が前2項の取消及び抹消事由に該当する場合は、第5条第2項に規定する事業者届出料を返還しません。

第10条(事業者届出の解除、取消及び抹消後の処理)

届出事業者は、届出の解除、取消及び抹消により事業者届出を終了した場合には、次の各号の事項を遵守しなければなりません。

(1) あんしん住宅瑕疵保険に係る資料・商標等の使用を停止し、貸与品がある場合は返還します。

(2) 広告活動に関し、文書等の配布の停止、看板の破棄、放送の停止等、一切の住宅あんしん保証に係る広告活動の停止を行います。

(3) 前2号に要する費用は、すべて当該届出事業者の負担とします。

(4) 住宅あんしん保証に対して有する債務につき、期限の利益を失い、理由のいかんを問わず直ちに履行するものとします。遅延した場合には、年利18.25%の割合により延滞金を支払うものとします。

第11条(届出事業者講習会の受講義務)

住宅あんしん保証は、必要に応じ、届出事業者に対し、住宅あんしん保証の定める設計施工基準および現場検査・審査に関する届出事業者講習会の受講を義務づけることができますものとします。

第12条(各種情報提供)

住宅あんしん保証は、定期的な情報誌の発行等により届出事業者に対し情報提供を行うものとします。

第13条(検査結果の利用)

1 住宅あんしん保証は、あんしん住宅瑕疵保険の申込みにより届出事業者が建設又は販売を行った住宅(以下「保険申込住宅」といいます。)に対して行われた検査結果(以下「既検査結果」といいます。)を、届出事業者に対し通知のうえ、保険申込住宅を対象とする他の保険契約のために利用することができます。ただし、通知の後、届出事業者が速やかに異議を申し出た場合はこの限りではなく、その場合は、当事者協議の上解決するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、住宅あんしん保証は、既検査結果を届出事業者に対し何らの通知を行うことなく利用できるものとします。

(1) 届出事業者が倒産等したために、保険申込住宅に対し、届出事業者を被保険者とする付保ができない場合

(2) 既検査結果が、他の保険契約のために利用され

ることを、届出事業者が承諾しているものと、住宅あんしん保証にて合理的に判断できる場合

3 前項に規定する倒産等とは、次の各号のいずれかに当てはまる状態をいいます。

(1) 破産手続開始の決定があった場合、または破産手続開始の申立てにより事業を停止する等瑕疵担保責任を履行する能力を喪失していると認められる場合

(2) 更生手続開始の申立てまたは再生手続開始の申立てを行った場合において、事業を停止する等瑕疵担保責任を履行する能力を喪失していると認められる場合

(3) 瑕疵担保責任を履行する能力を喪失し、特別清算の申立てを行った場合

(4) 銀行取引停止処分を受け、事業継続を断念する等瑕疵担保責任を履行する能力を喪失していると認められる場合

(5) 個人事業者において事業主が死亡した場合

(6) 瑕疵担保責任を履行する能力を喪失し、個人事業主が廃業した場合、または持分会社の事業者が任意清算を行った場合

(7) 上記(1)から(6)までの場合と同等もしくは準ずる状態であると判断される場合

第14条(誓約事項)

届出事業者は、次の各号に掲げる事項を誓約するものとします。

(1) 第3条の事業者届出申請資格に該当し、且つ第4条の欠格事由に該当していないこと。

(2) 住宅購入者に対して、誠実、かつ良心的に確実

に瑕疵担保責任を履行すること。

(3) あんしん住宅瑕疵担保責任保険普通保険約款、特約条項及び本規程を承諾すること。

(4) 請負契約の建築主または売買契約の買主に対して、その契約を締結する前に、あんしん住宅瑕疵担保の内容及び重要事項を説明すること。

(5) 建築基準法並びに住宅あんしん保証が定める設計施工基準に従って住宅を建設し、または建設させるとともに、そのために必要な管理体制及び施工技術を確保し、または確保させること。

(6) 住宅あんしん保証があんしん住宅瑕疵保険を引受けた住宅を住宅購入者に引渡すときに、住宅あんしん保証が発行するあんしん住宅瑕疵保険 保険付保証明書を交付すること。

(7) 住宅の供給に関して、不正または不誠実な行為を行わないこと。

(8) 住宅あんしん保証が必要とする調査を拒否しないこと。

(9) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力ではなく、且つ反社会的勢力との関係が一切ないこと。

附則

本規程は、平成 20 年 7 月 1 日より施行します。

附則

本規程は、平成 21 年 10 月 1 日より施行します。

附則

本規程は、平成 25 年 5 月 22 日より施行します。

附則

本規程は、平成 27 年 4 月 17 日より施行します。

K-040-1604-1

誓約書

(建設業許可を取得していない場合に適用する)

- ・弊社は、建設業法第 3 条に定める建設業の許可を取得していないため、建設業法施行令第 1 条の 2 に該当する住宅のみを請負います。建設業法施行令第 1 条の 2 に該当する住宅とは、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては 1,500 万円に満たない工事又は延べ面積が 150 m²に満たない木造住宅工事です。
- ・万が一、上記建設業法施行令第 1 条の 2 に該当しない住宅の契約を締結し、貴社に対しその物件の保険・各保証・金融制度利用申込をした場合、利用引受を拒否されても、または届出を解除されても、何ら異議申し立ては致しません。